○農林水産省告示第九百九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年七月二十二日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　徳島県三好郡東みよし町足代字池ノ谷四〇五八の一、四〇五八の二、四〇五九の一、四〇六〇の一、四〇六一の一、字寺ノ上二八八五の一、字土井二八八四の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県庁及び東みよし町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年七月二十二日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　徳島県三好郡東みよし町西庄字立石一九二の四

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字立石一九二の四（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐は、択伐による。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び東みよし町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年七月二十二日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　徳島県三好市池田町西山下ノ浦一三四四、一三四五の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

下ノ浦一三四四・一三四五の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び三好市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二号

肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和六十三年法律第九十八号）第五条第九項の規定に基づき、平成二十六年四月一日から同年六月三十日までの期間に係る平均売買価格を次のとおり告示する。

平成二十六年七月二十二日

農林水産大臣　林　芳正

品種	平均売買価格（消費税額分を含む。）
黒毛和種	一頭につき、五五八、四〇〇円
褐毛和種	一頭につき、四七九、二〇〇円
黒毛和種及び褐毛和種以外の肉専用種の品種	一頭につき、三〇一、八〇〇円
乳用種の品種	一頭につき、一四五、六〇〇円
肉専用種と乳用種の交雑の品種	一頭につき、二九九、三〇〇円

○国土交通省告示第七百四十号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年七月二十二日から三十日間国土交通省東北地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十六年七月二十二日

国土交通大臣　太田　昭宏

路線名	東北横断自動車道酒田線		
道路の区域			
区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
酒田市遊摺部字千代世四五八番二から同市遊摺部字千代世一〇〇番六まで	前	最大 一〇一（メートル）	（メートル）
		最小 六一	三〇〇
	後	最大 六九	
		最小 三六	

○国土交通省告示第七百四十一号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十六年七月九日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十六年七月二十二日

国土交通大臣　太田　昭宏

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第5265号	作業用救命衣（小型船舶用救命胴衣の要件に適合するもの）（固型式）	TK—01TM型	高階救命器具株式会社	大阪府大阪市浪速区久保吉1丁目1番34号
第5266号	作業用救命衣（小型船舶用救命胴衣の要件に適合するもの）（固型式）	TK—905型	〃	〃
第5267号	小型船舶用浮力補助具	TK—RV301型	〃	〃
第5273号	小型船舶用救命胴衣（膨脹式及び半気体併用式以外のもの）	TOR—101型	〃	〃

○気象庁告示第五号

気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）第三十二条の五第二項の規定により、一般財団法人気象業務支援センターから登録検定機関の代表者の氏名を次のように変更する旨の届出があったので、同条第三項及び気象測器検定規則（平成十四年国土交通省令第二十五号）第五十一条の規定に基づき、告示する。

平成二十六年七月二十二日

気象庁長官　西出　則武

一　変更事項

変更事項	変更後	変更前
登録検定機関の代表者の氏名	土井　勝二	佐々木建成

二　変更年月日　平成二十六年七月二日